知的財産立国に向けた戦略的取組

〇大学等における「知」の創出と活用に関するビジョン

〇「著作権」の戦略的保護のための5つの分野

平成14年5月 文部科学省

大学等における「知」の創出と活用に関するビジョン

(主要ポイント)

- ◎独創的な基礎研究などによる質の高い知的財産の創出
- ◎成果を一元的かつ戦略的に権利化・活用する、大学の知的財産経営の抜本的強化



発明補償金の増額等による研

究者のインセンティブ向上

共同研究 成果の産業化



知的財産の創出の重視

- 〇リーディング・プロジェクト等の実施
- ・中長期的な視野の下、着手段階から社会・経済での活用の将来像を描きつつ、大学、特殊法人、独立行政法人等と企業が協力して、実用化に向けて一貫して取り組み、知的財産を創出・活用
- ○質の高い基礎研究からのブレークスルーの創出

特許等の取得・活用の体制整備

- ○重点大学に「知的財産本部」を設置
- ・国公私を通じた全国数十か所の主要大学の知的財産関連事務組織やTLOとの 連携体制の整備
- ○大学等共通の「特許出願支援センター」機能の整備・大学・公的研究機関・TLOの戦略的な特許取得(国際特許含む)をサポートするセンター機能を整備。

大学等における「知」の創出と活用に関するビジョン

一世界に誇る「知」の集積国家を目指して一

基本的 考え方

大学・公的研究機関において「知」の創出と活用を進めるためには、 独創的な研究成果を生み出す環境整備、研究成果を権利化し活 用するための環境整備を車の両輪として総合的に推進するとともに 知を支える人材の育成を図ることが重要。

3つの視点

(5つの推進戦略

具体的方策

-知の創出 のための 環境整備-

知的財産の創造 を重視した研究 開発の推進

- 基幹技術につながる特許を生み出すような質の高い基礎研究の実施
- 大学、公的研究機関、産業界の参加により知的財産の創出・活用を図 る研究開発システムの整備
- ・産学官連携による産業界のニーズを踏まえた共同研究の推進
- ・発明補償金の増額による研究者のインセンティブ向上
- 研究開発評価における知的財産の活用

-知の活用 のための 環境整備-

<国公私立大学>(早急に対応)

- 大学における知的財産管理、活用機能の強化
- 各大学への知的財産専門家の派遣
- : 外部人材を活用した「知的財産本部」を設置
- 大学における特許取得の促進
- 特許取得経費(海外特許を含む。)の確保
- 特に迅速な特許化が必要なライフサイエンス分野の「目利き」人材の派遣 大学・公的研究機関・TLOの特許取得(海外出願含む)を支援するセンター機能の整備
- 大学における特許活用の促進
 - 柔軟かつ迅速な契約の実施を目指した契約モデルの作成・改善認定TLO制度の普及による国有特許の活用促進
- ・ 知的財産確保に係る大学・研究者の意識向上にむけた取組み
- : 教員と学生の適正な関係確保による、学生の特許取得への支援

<研究開発関連独立行政法人等公的研究機関>

- 特許取得経費の確保
- ・知財活用に係る機関へのインセンティブの付与

<法人化後の国立大学>

- 特許の組織的な活用
 - 特許の個人帰属から原則機関帰属への転換(個人への十分な還元が前提)
- •知的財産活用機能の強化
 - : 大学の知的財産担当部門の強化

研究成果の利用 促進に向けたル-ル整備

特許の取得・

活用の推進

- ・研究成果の帰属の明確化
- ・研究成果の利用促進のためのルール整備

知的財産意識の 普及啓発

- 知的所有権セミナー等の啓発普及会議の開催促進
- 学生によるパテントコンテストの実施

-知を支える 人材育成の ための環境 整備-

知的財産専門 人材の育成

- ・法科大学院の創意工夫による知的財産に強い人材養成の推進・大 学における知的財産分野の人材養成ユニット整備の支援
- ・大学、TLO等の産学官連携コーディネーター人材等の養成(研修の実施等)

「著作権」の戦略的保護のための5つの分野

課 題

法律ルールの整備 (質の高いコンテンツを ふやす)

円滑な流通の促進 (コンテンツの流通を促 進する)

国際的課題への対応 (コンテンツを世界に発 信する)

教育の充実

(人々に著作権マインド を持たせる)

司法救済制度の充実 (違法行為に迅速に対応 する)

重要施策

クリエータの保護 の充実

〇ブロードバンドに対応した、アーティスト、アニ メーター、レコード会社、放送局、歌手・俳優等 への適切な権利付与

デルの開発

- 新しいビジネスモ
 〇関係省庁・経団連等の連携により、様々なコンテ ンツを流通させるシステム、モデルを開発
 - ○無断利用を防ぐ「コピープロテクション」「電子 透かし」等の活用を促進

賊版対策

- アジア地域での海〇官民協力体制の確立、二国間協議の実施等によ り、海賊版の撲滅をめざす
 - ○インターネット時代に対応するための新たな国 際ルール作りに積極的に参画

著作権教育の推進

○多くの人々がパソコン等で「創作」「利用」を行 う時代に対応し、学校教育を始め、広く国民を対 象とした著作権教育を実施

司法救済制度の充 実

○裁判手続の改善等により、違法行為への迅速・適 切な対応を推進



海賊版防止・撲滅のための官民連携・協力体制

